

## 防災再開発促進地区等について

### 1 防災再開発促進地区

防災再開発促進地区とは、老朽建築物が多く、道路整備が遅れている密集市街地を防災街区として、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進する地区です。（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項（以下、「密集法」という。））

密集法による防災街区整備方針に基づいて定められた地区で、整備または開発の計画の概要のみを定めており、この地区の指定のみでは建築物に関する制限はありません。

現在、練馬区では以下の4地区を防災再開発促進地区として指定しています。

- 練-1 江古田北部地区 （面積約46.4ha）
- 練-2 練馬地区 （面積約20.0ha）
- 練-3 北町地区 （面積約31.1ha）
- 練-4 貫井・富士見台地区（面積約92.3ha）

※防災街区整備方針は「密集法」に基づき、震災時の大規模な被害が想定される木造住宅密集地域について、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し安全で安心して住めるまちとして再生を図ることを目的として定めるものです。

### 2 密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）

練馬区では、防災再開発促進地区において密集事業を行っています。

密集事業とは密集市街地の整備改善を図り、災害に強いまちづくりをめざして、道路・公園の整備や老朽住宅等の耐火性の高い建築物への建替えを促進（一定の条件を満たす共同住宅への建替えについて、建築費用の一部が助成になります。）する事業です。

道路拡幅の計画や助成金などについての詳細は下記担当までお問い合わせください。

また、窓口で配布しています密集事業の概要は、区ホームページでもご覧になれます。

※現在、貫井・富士見台地区で事業を実施中です。練馬地区、江古田北部地区、北町地区は事業を終了しました。

～ ホームページアクセス方法 ～

- ・練馬区トップページ → 区政情報 → まちづくり・都市計画  
→ 密集住宅市街地整備促進事業により、各地区の内容がご覧になれます。
- ・サイト内検索 「密集事業」で検索

### 3 問い合わせ先

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課

密集事業担当 TEL 03-5984-4749、03-5984-1429